

処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件取扱いについて(幼稚園・認定こども園)

令和8(2026)年7月14日
栃木県保健福祉部こども政策課

1. 処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件に該当する研修

- ・都道府県又は市町村(教育委員会)が実施する研修
- ・県が適当と認める認定こども園関係団体・幼稚園関係団体が実施する研修
- ・大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成施設)が実施する研修
- ・免許状更新講習、免許法認定講習
- ・その他県が適当と認める者が実施する研修(各園が企画・実施する園内研修)
- ・保育士等キャリアアップ研修

(1) 県が実施する研修(委託先: H29年度～社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会)

(2) 県が指定する研修実施機関(別紙2-1 参照)

県のホームページに掲載するとともに、各市町をとおして各幼稚園・認定こども園宛てに通知する。(随時更新予定)

※修了確認の証明書・発行元及び該当年度は、別紙1「栃木県が処遇改善等加算(区分3)の対象と認める研修等」において確認すること。

2. 修了すべき研修時間

研修分野	(幼)中核リーダー (認)副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育の質を高めるための知識・ 技能の向上を目的とした研修	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野	15時間以上 <u>必須</u>	×	×
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

※マネジメント分野に係る研修は、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関等の連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいいます。

3. 都道府県又は市町村(教育委員会)が実施する研修

- ・研修が多岐に渡り、全ての研修で統一した修了証の発行は難しいことから、研修の内容を確認し修了証明は各園の園長が行うことを基本とする。
- ・研修ハンドブックや県が作成した研修受講記録(別紙3-参考様式)に、園長が記載し証明する。

4. 県が適当と認める関係団体が実施する研修

- ・各団体等からの申請を受け、「栃木県幼稚園・認定こども園の処遇改善等加算(区分3)に係る研修実施主体認定要綱」に基づき認定する。
- ・認定団体一覧(別紙3-1)を県のホームページに掲載するとともに、各市町をとおして各幼稚園・認定こども園宛てに通知する。(随時更新予定)
- ・受講歴の証明は、各団体の申請に基づき、県が認めた方法とする。

5. その他県が適当と認める者が実施する研修

- ・各園が企画・実施する園内研修
県が定めた講師の基準(別紙3-2)を満たす者を講師として実施すること。
事前申請ではなく、処遇改善加算(区分3)の申請時に確認する。
疑義が生じるような内容のものが含まれないように留意すること。

6. 保育士等キャリアアップ研修の取扱い

- ・保育士等キャリアアップ研修修了証1分野につき、受講時間は15時間とする。
- ・栃木県が実施する研修以外にも、他の都道府県や他の都道府県が指定した団体が実施した研修も該当とする。

7. 研修受講要件の確認方法

各園からの処遇改善等加算(区分3)の申請時に以下のものを添付する。

- (1) 各園で作成する研修受講歴総括表(別紙3-様式1)
- (2) 加算対象職員にかかる研修受講歴管理表(別紙3-様式2)
- (3) 園内研修実施状況報告書(別紙3-様式3)の写し(園内研修を積算している園のみ)

なお、必要に応じて以下のような証拠書類の写しの提出を求めることがあるため、園及び個人で適切に管理すること。

- ・保育士等キャリアアップ研修修了証
- ・研修実施主体が発行した修了証・シール等
- ・園長が記載した研修修了証明
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」又は「改正法付則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・大学等が発行する「免許状更新講習修了証明書」

8. その他

- ・研修時間数として休憩時間は含まないため、総括表や管理表等を記載する際は休憩時間を除いて記載すること。
- ・この取扱いについては、国通知・FAQにより変更になる可能性がある。